

| | |
|------------------|---|
| Title | 合併会計と資本連結：子会社合併に関する個別会計と連結会計(守永誠治教授退任記念号) |
| Sub Title | Accounting of a Law Entity and the Consolidated Accounting for the Merger of a Parent and a Subsidiary(In Honour of Profesor Seiji Morinaga) |
| Author | 黒川, 行治(Kurokawa, Yukiharu) |
| Publisher | |
| Publication year | 1993 |
| Jtitle | 三田商学研究 (Mita business review). Vol.35, No.6 (1993. 2) ,p.65- 103 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | <p>合併・買収を会計写像する場合,その結合形態が法実体の消滅を伴うか否かにかかわらず,したがって,合併会計(個別会計)と連結会計とをことさら区別せず,「企業結合会計」とするのが国際会計基準の方向である。しかし,わが国の会計制度は,商法・税法の影響下にある個別会計とそれらにとらわれない連結会計との二本立てとなっており,かかる企業結合事象について,合併会計と連結会計とを別個に論じることが多かった。そこで本稿では,部分所有の子会社を合併する場合のモデルケースを想定し,その際の合併会計処理と連結会計処理(資本連結)との関係を検討する。ケースとしてとくに,合併時に問題となる抱合株式会社について,消却するケースと自己株式を割り当てるケースの2つを設定する。合併時の会計処理の前提として,(1)個別会計上の投資株式の評価法としての原価法と持分法,(2)連結会計上の資産・負債の再評価および少数株主持分の算定における実体概念と親会社概念,を想定する。また,合併・連結会計として,(1)持分プーリング法的-額面基準による資本増加,(2)パーチェス法的-額面基準による資本増加,(3)パーチェス法-発行価額基準による資本増加,の3つを検討する。なお,(1)と(2)は,わが国固有の会計処理である。主たる結論は,以下の通りである。(1)抱合株式の消却のケースでは,(1)わが国固有の合併会計処理は,連結会計処理と整合性がないこと,(2)パーチェス法処理を適用しても,合併会計(個別会計)と連結会計は一致しないこと,(3)しかし,(2)において,個別会計上,持分法を導入すれば,合併会計と連結会計との整合性が図れること,が判った。(2)抱合株式への自己株式の割当-売却のケースでは,(1)わが国固有の合併会計処理の特徴は,ケース(1)と同じであること,(2)パーチェス法処理を適用し,個別会計上,持分法を導入しても,「資産に関する取引説」にしたがう処理では合併会計と連結会計との整合性が図れないこと,(3)自己株式の売買について,「資本取引説」に則して処理すると,上記(2)について,合併会計と連結会計との整合性が図れること,が判った。</p> |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19930225-04056312 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

合併会計と資本連結

——子会社合併に関する個別会計と連結会計——

黒川行治

<要 約>

合併・買収を会計写像する場合、その結合形態が法実体の消滅を伴うか否かにかかわらず、したがって、合併会計（個別会計）と連結会計とをことさら区別せず、「企業結合会計」とするのが国際会計基準の方向である。しかし、わが国の会計制度は、商法・税法の影響下にある個別会計とそれらにとられない連結会計との2本立てとなっており、かかる企業結合事象について、合併会計と連結会計とを別個に論じることが多かった。そこで本稿では、部分所有の子会社を合併する場合のモデルケースを想定し、その際の合併会計処理と連結会計処理（資本連結）との関係を検討する。

ケースとしてとくに、合併時に問題となる抱合株式について、消却するケースと自己株式を割り当てるケースの2つを設定する。合併時の会計処理の前提として、(1)個別会計上の投資株式の評価法としての原価法と持分法、(2)連結会計上の資産・負債の再評価および少数株主持分の算定における実体概念と親会社概念、を想定する。また、合併・連結会計として、①持分プーリング法の一額面基準による資本増加、②パーチェス法の一額面基準による資本増加、③パーチェス法—発行価額基準による資本増加、の3つを検討する。なお、①と②は、わが国固有の会計処理である。

主たる結論は、以下の通りである。

(1)抱合株式の消却のケースでは、①わが国固有の合併会計処理は、連結会計処理と整合性がないこと、②パーチェス法処理を適用しても、合併会計（個別会計）と連結会計は一致しないこと、③しかし、②において、個別会計上、持分法を導入すれば、合併会計と連結会計との整合性が図れること、が判った。

(2)抱合株式への自己株式の割当—売却のケースでは、①わが国固有の合併会計処理の特徴は、ケース(1)と同じであること、②パーチェス法処理を適用し、個別会計上、持分法を導入しても、「資産に関する取引説」にしたがう処理では合併会計と連結会計との整合性が図れないこと、③自己株式の売買について、「資本取引説」に則して処理すると、上記②について、合併会計と連結会計との整合性が図れること、が判った。

<キーワード>

抱合株式、自己株式、持分プーリング法、パーチェス法、合併会計、連結会計、企業結合資本組入基準、額面基準、発行価額基準、取得原価法、持分法、資本取引と損益取引

I. 問題の所在

合併・買収という経済事象を会計写像する場合、その結合形態が法実体の消滅を伴うか否かにかかわらず、したがって、合併会計（個別会計）と連結会計とをことさら区別せず、「企業結合会計」として会計処理を検討することが、国際会計基準の指向である。その背景としては、国際会計基準形成にもっとも影響力があるとされる米国会計制度が連結会計一本といっても過言でない状況にあるからと考えられる。しかし、わが国の会計制度は、商法・税法の影響下にある個別会計（合併会計）とひとまずそのようなものに影響されないと考えられる連結会計との2本立てになっていることから、わが国では、かかる企業結合事象について、個別会計と連結会計とを別個に論じることが多かった。

そこで、本稿の目的は、すでに子会社となっている被投資会社を合併する場合を例にとり、その際の合併会計処理と連結会計処理（資本連結）との関係を検討することにある。

当論文の構成は、2節で合併・資本連結に関する連結と個別の会計規定の概要を触れ、3節で検討に用いる説例と想定しうる会計処理の類型を説明する。そして、4節が結果と解釈であり、5節が結論である。¹⁾

II. 会計規定の概要

2-1 連結会計

(1) パーチェス法と持分プーリング法

米国会計基準ならびに国際会計基準によると、企業結合に関する会計処理として、パーチェス法と持分プーリング法の2つがある。パーチェス法は、通常の資産購入における取得原価がその資産の公正価額で計上されるように、取得会社が結合にさいして取得した識別可能な資産と負債を公正価額で計上し、対価として交付した株式時価あるいは現金と上記の公正時価純資産価額との差額は、のれんあるいは負ののれんとして処理する。また、その時の対価は全額資本増加とし、取得された会社の留保利益は引き継がない。他方、持分プーリング法は、結合後においても当事会社が従来と同じように存続しているかのように処理するため、当事会社の資産・負債を帳簿価額で結合し、のれんを認識せず、また留保利益をそのまま引き継ぐ。さらに、結合のあった会計期間の損益

1) 合併会計ならびに投資消去差額—資本連結に関する課題ならびに問題意識を与えて下さった東京大学の醍醐聰教授ならびに醍醐教授を中心とする連結会計研究会の構成員である諸氏（日本福祉大学の小栗崇資教授、東京経済大学の小野武美教授、近畿大学の高須教夫教授、京都大学の藤井秀樹教授、東京大学大学院の川本淳氏そして監査法人トーマツの中原健氏）に対し、心より感謝する。

は、期首から結合されていたかのように合算された金額で計上される。持分プーリング法は、パーチェス法と比較して、①時価より低い帳簿価額で承継した資産を売却すると売却利益が計上できる、②同じ理由で減価償却費が少なくて済む、③のれんの償却費の計上がない、④留保利益ならびに結合前の期間利益を引き継げる等の理由で結合後の報告利益を大きく計上できることから、企業にとって持分プーリング法は、パーチェス法よりも決算政策上好ましい方法と見られた。そこで、米国では、1950年の会計研究公報40号以来、同43号、同48号の変遷を経て1970年のAPB意見書第16号まで、持分プーリング法が適用できる結合形態とパーチェス法のそれとを、様々な基準を設けて識別し、持分プーリング法はその識別基準に合致した結合だけに適用でき、合致しないものはパーチェス法を適用することで持分プーリング法の濫用を防ごうとしている。

かかる米国基準の影響下にある国際会計基準も基本的には同様である。国際会計基準公開草案45号では、持分プーリング法は、「持分の結合」と判定される事象に適用できる。持分の結合とは、「いずれが取得企業が識別できないような企業の結合をいい、結合しようとする企業の株主が、純資産及び営業体のすべて、又は事実上それらのすべてにわたる支配を結合し、結合後の企業体のリスクと便益を継続的に相互に負担する企業結合をいう」（8項）。他方、パーチェス法は、「取得」と判定される事象に適用される。取得とは、「企業の一つ（「取得企業」）が他の企業（「被取得企業」）の純資産及び営業体にわたる支配を、資産の移転、負債の引受もしくは株式の発行により取得する企業結合をいう」（8項）。

法実体の消滅をとまなり合併に限っていえば、被合併会社株主の持分の継続が、持分プーリング法が適用できる結合事象識別基準の中心テーマであることは、会計研究公報40号以来変わっていないように思われる（なお、当事会社の相対的規模や経営者の継続性といった当事会社の結合後の意思決定に対する影響力あるいは、対価が株式か現金かといった付随的基準も議論されている）。

いずれにせよ、米国基準、国際会計基準が目指すところは、結合形態がひとたび取得かあるいは持分の結合かのいずれかに分類されると、会計処理としては、パーチェス法か持分プーリング法かのいずれかを選択の余地なく強制することにある。ところが、わが国の場合、結合会計に関する規定が未整備なため、会計処理の選択の幅が実に広い。さらにいえば、上場会社を存続会社とする合併でしばしばみられる部分所有の子会社・関連会社の合併は、米国基準、国際会計基準ではパーチェス法となる²⁾ところ、わが国では個別会計制度が存在するために、合併会計処理に準拠した処理方法が散見される。

2) 黒川行治「連結と投資消去差額」伊藤・田中・醍醐編『現代の企業決算'93』（中央経済社）、1993年において、SEC基準にしたがってパーチェス法で処理した事例ならびにわが国独自の合併会計に準拠した事例が検討されている。

(2) 投資消去差額の原因分析

親会社の投資勘定と当該子会社の資本勘定に占める親会社の持分額との差額である投資消去差額は、それが発生した原因別に適当な科目に振り替えられる。例えば、土地の時価が帳簿価額よりも大きく、その含み益が投資消去差額の原因であると識別されるのならば、土地の貸借対照表計上額を増価するのである。また、資産・負債を公正時価に評価替えしてもなお、投資消去差額が残る場合には、①個別のれん（子会社自体に結合前から存在するもの）、あるいは、②シナジー（企業結合により、生産・販売・開発の効率化や規模の利益等の諸要因によって生ずる結合前には存在しなかった収益力の源泉）³⁾を認識して、「のれん」とするのである。

(3) 少数株主持分が存在する場合の実体概念と親会社概念

誰のために連結財務諸表を作るのかという観点を考えた場合、①親会社の株主のみならず、少数株主をも含めた企業集団自体のために作成されるところの立場を「実体概念」と呼び、②親会社の株主のために作成されるところの立場を「親会社概念」と呼ぶ⁴⁾。部分所有の子会社の連結の場合、実体概念によると、親会社持分と少数株主持分とが同等に扱われるので、投資消去差額の原因となる資産の含み益やのれんについて、親会社持分相当だけでなく少数株主持分をも併せた資産・負債の再評価・のれんの計上を行い、少数株主持分は、資産再評価後・のれん計上後の純資産の持分相当の金額となる。他方、親会社概念によると、投資消去差額の原因となる資産の含み益やのれんについて、親会社持分相当だけが計上され、少数株主持分は、子会社の帳簿価額による純資産の当該持分相当の金額となる。⁵⁾

(4) 自己株式

自己株式の売買に関して、わが国連結原則では「資本取引」とみており、自己株式の取得は、資本の部中の控除項目として記載される。

3) 投資消去差額の原因としては、上記3つの他に、「高い買い物」もあげられる。理論的には、この高い買い物はのれんとすべきではなく、連結時に一括して費用（損失）処理するか繰り延べて一部づつ償却することになろう。しかし、実際には、個別のれんとシナジーおよび高い買い物の区別は困難で、一括してのれんとして処理されることが多いと思われる。

4) 武田隆二「連結財務諸表」（国元書房）、1991年、p. 64。

5) 国際会計基準22号26項では、3種類の少数株主持分の会計処理を列挙している。

(a) 関連する純識別可能資産の取得後の価額（すなわち公正価値）。

(b) 子会社の純資産の取得前帳簿価額。この場合、純資産の公正価値による修正は、買主に帰属する部分のみに限定される。

(c) 子会社が100%取得されたとしたら生ずるであろう取得のれんの額（または公正価値からの不足額）で修正した、取得純識別資産の取得後の価額（すなわち、公正価値）。この場合、取得のれんは、同じ基準で記録される。

(b)が親会社概念、(c)が実体概念に基づく少数株主持分算定方法である。

2-2 合併会計

(1) 合併本質論

わが国においては合併の本質論（合併現象を如何に把握するか）をめぐって、現物出資説と人格合一説（人格承継説）とが存在している。

現物出資説は、合併を通常の現物出資に準ずるものすなわち消滅会社の株主がその会社の財産を現物出資して存続会社の資本を増加させるか新会社を設立すると解するものであり、人格合一説は、合併会社が被合併会社の財産を包括的に承継し、2つ以上の会社が1つの会社になると解するものである。具体的な会計処理としては、商法288ノ2①五の規定が現物出資説に立脚しており、他方、商法288ノ2③の規定が人格合一説に立脚したものと解されている。

現物出資説はパーチェス法と、また人格合一説は持分プーリング法とほぼ対応しているものではあるが、わが国の場合、昭和37年の商法改正以後、原則的规定（商法288ノ2①五）と容認規定（商法288ノ2③）という形とはいえ、両方法のうちの1つを自由に選択できることが可能となっている点が米国・国際会計基準とは異なるのである。

もう少しこの合併会計規定の細部について検討しよう。

(2) 合併差益

まず商法288ノ2①五では、引き継いだ純資産の額が、交付した株式によって生じた合併会社・新設会社の資本金増加額と合併交付金の合計額よりも大きい場合には、その差額を発生原因別に分けることなく、その合併差益の全額を資本準備金とすることを要請している。他方、商法288ノ2③で、その合併差益のうち、利益準備金その他留保したる利益の額は、資本準備金としないことを容認している。しかし、どちらも合併仕訳でいうところの貸方項目についてのみ規定していて、借方すなわち資産の評価が合併時の公正時価なのかあるいは帳簿価額なのかについては触れていない。したがってパーチェス法のように資産・負債を公正価値で受け入れることも、あるいは持分プーリング法のように帳簿価額で受け入れることも可能である。しかも、利益剰余金を受入れるかあるいは全額資本たる合併差益とするかの処理と自由に組合せることもできる。

とはいえ、わが国の場合、被合併会社に欠損金があり、それを評価益で相殺する場合を除いて、資産・負債を公正価値で受け入れる実務は皆無⁶⁾といってよい状況にある。そこで以下、資産・負債は帳簿価額で受入れ、合併差益についてのみその全額を資本準備金とする会計処理を「パーチェス法的」と呼び、また、合併差益のうち、利益準備金その他留保したる利益の額を資本準備金としない会計処理を「持分プーリング法的」と呼ぶことにする。

6) 黒川行治「合併会計」伊藤・醍醐・田中編『現代の企業決算'92』（中央経済社）、1992年。

(3) 資本金増加額

さらに、合併差益の測定に関連して、新たに交付した株式によって生じる合併会社・新設会社の資本金増加額を如何に計算するかも問題である。昭和56年の商法改正によって、額面株式であっても、その券面額をもって資本金の算定が自動的に算定できなくなった。つまり、商法284ノ2①において、発行価額の総額を原則として資本金に組入れることが要請され、商法284ノ2②において、発行価額の2分の1の範囲内で資本準備金とすることが容認された。(但し、1株当たり資本金増加額は額面額を超えていなければならない。)そこで、合併に際して増加する資本金の額の算定についてもこの規定が用いられるならば、増加資本金の額は合併対価に時価が反映されるはずである。ところが、どういうわけか、額面額に新たに交付した株式数を乗じて増加資本金の額を算定するという方法が、実務では広く行われているのである。当然ながら、合併差益の額は、増加資本金の算定方法によって、左右されることになる。

(4) 合併差損とのれん

合併会社の引き継いだ純資産が増加資本と合併交付金の合計額より小さい時には、合併差損が生ずる。しかし、商法は、これを認めると合併新株式の割引発行を許し資本充実の原則に違反することから、合併差損の計上は認めない。そもそもこのような合併差損が生ずるのは、承継資産に含み益があり、それを評価した上で合併比率を決定したため、増加資本等が純資産を超過したと考えられるので、まずもって承継資産を再評価し、それでも合併差損が残る場合には、「のれん」の存在を認めてこれを計上することになる。このようにのれんを処理すれば、米国・国際会計基準と同様となるろう。

(5) 抱合株式の処理

抱合株式(合併会社が被合併会社の株式を保有していた場合の当該株式)に対して、合併新株式を割り当るか否かは会社の自由裁量に委ねられている。会社が自己株式の割当をした場合、この自己株式を継続して保有することは資本充実原則からして認められない。取得後すみやかに処分することになる(商法211)のであるが、現行商法は、自己株式に関する取引を「資産に関する取引」とみており、会計処理としては、①自己株式を一般の有価証券と同じく、貸借対照表の流動資産中に取得価額で記載し、②自己株式の取得価額と処分価額との差額は、通常の有価証券売却損益と同じとみなすが、ただし、経常的なものではないところから、「自己株式売却損益」として特別損益の部に記載するものである。

Ⅲ. 設例と会計処理の類型

3-1 設 例

X社を投資会社，Y社を被投資会社とする。

(1) X社はY社株式の60%を取得し，Y社を子会社とする。取得時点のX社およびY社の取得原価法にもとづく貸借対照表が表1-1である。X社はY社株式の取得に対し，対価として現金をY社株主に支払う。Y社株式の価格は，取得時点におけるY社の公正価値（時価）に基づく純資産を発行株式数で除したものとす。取得時点での公正価値評価された貸借対照表が表2-1である。Y社の公正価値純資産は600（900-300）百万円なので，対価はその60%である360百万円となる。

図1 取得と合併

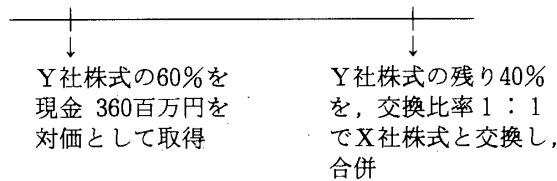


表1-1 取得時点の当事会社個別貸借対照表（取得原価法）

| X社（投資会社） | | B/S | | 百万円 |
|----------|--------------|---------|--|--------------|
| Y社株式 | 360 | 負債 | | 700 |
| 資産 | 1,000 | 資本金 | | 400*1 |
| | | 株式払込剰余金 | | 100 |
| | | 留保利益 | | 160 |
| | <u>1,360</u> | | | <u>1,360</u> |

* 1：発行株式数＝額面5万×8,000株

| Y社（被投資会社） | | B/S | | 百万円 |
|-----------|------------|---------|--|------------|
| 資産 | 600 | 負債 | | 300 |
| | | 資本金 | | 200*2 |
| | | 株式払込剰余金 | | 40 |
| | | 留保利益 | | 60 |
| | <u>600</u> | | | <u>600</u> |

* 2：発行株式数＝額面5万×4,000株

表1-2 合併直前の当事会社個別貸借対照表(取得原価法)

| X社(投資会社) | | B/S | 百万円 |
|----------|--------------|-----------|--------------|
| Y社株式 | 360 | 負債 | 700 |
| 資産 | 1,260 | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益(取得後) | 260 |
| | <u>1,620</u> | | <u>1,620</u> |

| Y社(被投資会社) | | B/S | 百万円 |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| | | 資本金 | 200 |
| | | 株式払込剰余金 | 40 |
| | | 留保利益 | 60 |
| | | 留保利益(取得後) | 200 |
| | <u>800</u> | | <u>800</u> |

(2) X社は、Y社株式の残りの40%を、株式交換比率(合併比率)1:1でX社株式と交換し、Y社を合併する。合併比率は、合併直前の1株当たり公正価値純資産によって決定されたものとする。X社所有のY社株式(60%相当)は、合併により抱合株式となるが、当該抱合株式について、①全額消却する、②自己株式を割り当てる、の2つ状況を想定する。表1-2が合併直前の当事会社の取得原価法にもとづく貸借対照表であり、表2-2が合併直前の当事会社の公正価値にもとづく貸借対

表2-1 取得時点の当事会社個別貸借対照表(時価法)

| X社(投資会社) | | B/S | 百万円 |
|-----------|--------------|------------|--------------|
| Y社株式 | 360 | 負債 | 700 |
| 資産 | 1,000 | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| 資産増価(簿外) | 400 | | |
| 個別のれん(簿外) | 200 | 資本利益増価(簿外) | 600 |
| | <u>1,960</u> | | <u>1,960</u> |

| Y社(被投資会社) | | B/S | 百万円 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 資産 | 600 | 負債 | 300 |
| | | 資本金 | 200 |
| | | 株式払込剰余金 | 40 |
| | | 留保利益 | 60 |
| 資産増価(簿外) | 300 | 資本利益増価(簿外) | 300 |
| | <u>900</u> | | <u>900</u> |

表2-2 合併直前の当事会社個別貸借対照表（時価法）

| X社（投資会社） | | B/S | 百万円 |
|---------------|--------------|---------------|--------------|
| Y社株式 | 360 | 負債 | 700 |
| 資産 | 1,260 | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| 資産増価（簿外） | 400 | 留保利益（取得後） | 260 |
| 個別のれん（簿外） | 200 | | |
| 資産増価（簿外取得後） | 100 | 資本利益増価（簿外） | 600 |
| Y社株式増価（簿外取得後） | 180 | 資本利益増価（簿外取得後） | 280 |
| | <u>2,500</u> | | <u>2,500</u> |

| Y社（被投資会社） | | B/S | 百万円 |
|-------------|--------------|---------------|--------------|
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| | | 資本金 | 200 |
| | | 株式払込剰余金 | 40 |
| | | 留保利益 | 60 |
| | | 留保利益（取得後） | 200 |
| 資産増価（簿外） | 300 | 資本利益増価（簿外） | 300 |
| 資産増価（簿外取得後） | 100 | 資本利益増価（簿外取得後） | 100 |
| | <u>1,200</u> | | <u>1,200</u> |

照表である。また表3は公正価値純資産比較方式にもとづく合併比率と交付株式数の計算プロセスを示したものである。なお、親子会社間の取引は一切なくまた配当の授受もないと仮定する。

表3 公正価値純資産比較方式に基づく合併比率と交付株式数・増加資本金

| | 抱合株式消却 | 抱合株式への自己株式割当 |
|-----------------|----------------------|---------------------|
| X社1株当たり企業価値 | 180,000/8,000=22.5万円 | |
| Y社1株当たり企業価値 | 90,000 /4,000=22.5万円 | |
| 合併比率 | 1 : 1 | |
| 交付株式数 | 4,000×0.4=1,600株 | 4,000株 |
| X社増加資本金（額面基準） | 5×1,600=8,000万円 | 5×4,000=20,000万円 |
| X社増加資本金（発行価額基準） | 22.5×1,600=36,000万円 | 22.5×4,000=90,000万円 |

3-2 子会社取得時点および合併直前の連結会計処理方法

取得時点の資本連結ならびに取得以後の合併直前までの連結について、①実体概念、②親会社概念の両方法によって会計処理する場合を想定する。表4-1と表4-2が実体概念にもとづく取得時点ならびに合併直前までの連結仕訳および連結貸借対照表、表5-1と表5-2が親会社概念にもとづく取得時点ならびに合併直前までの連結仕訳および連結貸借対照表である。

表 4-1 取得時点の連結仕訳及び連結貸借対照表 (実体概念)

(取得時点連結仕訳)

| | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| (資 産) | 600 | (負 債) | 300 |
| (資産増価) | 300*2 | (Y社株式) | 360 |
| | | (少数株主持分) | 240*1 |

*1：公正価値純資産 (900-300) × 少数株主持分割合 (0.4)

*2：投資消去差額について資産の含み益によって充当し、なおも残りがある場合にのれんを計上することとする。当該設例ではのれんの計上は生じない。

| X社 (投資会社) 連結B/S | | 百万円 | |
|-----------------|--------------|---------|--------------|
| 資 産 | 1,000 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| 資 産 | 600 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 300 | 少数株主持分 | 240 |
| | <u>1,900</u> | | <u>1,900</u> |

表 4-2 合併直前の連結仕訳及び連結貸借対照表 (実体概念)

(取得以後連結仕訳)

| | | | |
|----------|-----|----------|-----|
| (資 産) | 200 | (Y社留保利益) | 200 |
| (Y社留保利益) | 200 | (少数株主持分) | 80 |
| | | (連結留保利益) | 120 |

| X社 (投資会社) 連結B/S | | 百万円 | |
|-----------------|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 300 | 少数株主持分 | 320 |
| | | 留保利益 (取得後) | 120 |
| | <u>2,360</u> | | <u>2,360</u> |

実体概念によると、取得時点の資本連結は、資産・負債全体が時価で再評価され時価と簿価との差額が各資産・負債に割り振られるので、トータルで借方に300百万円の資産増価が生ずる。また、

7) 以下、各資産・負債の再評価差額の合計純額を「資産増価」という科目で示す。実際には、B/S中の資産・負債金額とそれぞれの再評価差額の合計が資産・負債価額となる。「資産増価」を別立てにするのは、分析を容易にするためである。

表 5-1 取得時点の連結仕訳及び連結貸借対照表（親会社概念）

（取得時点連結仕訳）

| | | | |
|--------|-----|----------|-------|
| （資 産） | 600 | （負 債） | 300 |
| （資産増価） | 180 | （Y社株式） | 360 |
| | | （少数株主持分） | 120*1 |

* 1：簿価純資産（600－300）×少数株主持分割合（0.4）

| X社（投資会社）連結B/S | | 百万円 | |
|---------------|--------------|---------|--------------|
| 資 産 | 1,000 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| 資 産 | 600 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 180 | 少数株主持分 | 120 |
| | <u>1,780</u> | | <u>1,780</u> |

表 5-2 合併直前の連結仕訳及び連結貸借対照表（親会社概念）

（取得以後連結仕訳）

| | | | |
|----------|-----|----------|-----|
| （資 産） | 200 | （Y社留保利益） | 200 |
| （Y社留保利益） | 200 | （少数株主持分） | 80 |
| | | （連結留保利益） | 120 |

| X社（投資会社）連結B/S | | 百万円 | |
|---------------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 180 | 少数株主持分 | 200 |
| | | 留保利益（取得後） | 120 |
| | <u>2,240</u> | | <u>2,240</u> |

少数株主持分は、公正価値純資産の60%である240百万円が計上される。他方、親会社概念によると、資産増価は、時価と簿価との差額の60%である180百万円である。また、少数株主持分は、簿価純資産の60%である120百万円となる。

取得以後の連結仕訳は、両概念ともに、留保利益の増加200百万円が60対40の比率で連結留保利益と少数株主持分に配分される。

3-3 合併時の会計処理

(1) 通常の合併会計（個別会計）

通常の合併仕訳とその結果である個別貸借対照表について、わが国実務で見られる、(1)持分プーリング法的処理と額面基準による資本増加の組合せ、(2)パーチェス法的処理と額面基準による資本増加の組合せ、そして(3)パーチェス法と発行価額基準による資本増加の組合せの3種類の会計処理方法で作成する。

(2) 連結仕訳と連結貸借対照表

連結仕訳及び連結貸借対照表については、実体概念ならびに親会社概念それぞれについて、(1)持分プーリング法的合併会計（個別会計）処理に準拠、(2)パーチェス法的合併会計処理に準拠、(3)パーチェス法の3種類の会計処理方法で作成する。

表6 合併時の会計処理一覧表

| 抱合株式の処理 | 仕訳及び貸借対照表 | 会計方法 |
|----------|--|---|
| ①消却 | 合併仕訳及び 個別貸借対照表 [表7] (原価法) | (1)持分プーリング法的一額面基準による資本増加 (2)パーチェス法的一額面基準による資本増加 (3)パーチェス法-発行価額基準による資本増加 |
| | 連結仕訳及び 連結貸借対照表 [表8-1] (実体概念) | (1)持分プーリング法的一額面基準による資本増加 (2)パーチェス法的一額面基準による資本増加 (3)パーチェス法-発行価額基準による資本増加 |
| | 連結仕訳及び 連結貸借対照表 [表8-2] (親会社概念) | (1)持分プーリング法的一額面基準による資本増加 (2)パーチェス法的一額面基準による資本増加 (3)パーチェス法-発行価額基準による資本増加 |
| | 連結仕訳及び 個別貸借対照表 [表9] (持分法) | (1)持分プーリング法的一額面基準による資本増加 (2)パーチェス法的一額面基準による資本増加 (3)パーチェス法-発行価額基準による資本増加 |
| ②自己株式の割当 | 合併仕訳及び 個別貸借対照表 [表10] (原価法) | (1)持分プーリング法的一額面基準による資本増加 (2)パーチェス法的一額面基準による資本増加 (3)パーチェス法-発行価額基準による資本増加 |
| | 連結仕訳及び 連結貸借対照表 [表11-1] (実体概念) | (1)持分プーリング法的一額面基準による資本増加 (2)パーチェス法的一額面基準による資本増加 (3)パーチェス法-発行価額基準による資本増加 |
| | 連結仕訳及び 連結貸借対照表 [表11-2] (親会社概念) | (1)持分プーリング法的一額面基準による資本増加 (2)パーチェス法的一額面基準による資本増加 (3)パーチェス法-発行価額基準による資本増加 |
| | 連結仕訳及び 個別貸借対照表 [表12] (持分法) [表13] | (1)持分プーリング法的一額面基準による資本増加 (2)パーチェス法的一額面基準による資本増加 (3)パーチェス法-発行価額基準による資本増加 |

(3) 持分法にもとづく合併仕訳及び個別貸借対照表

子会社であるY社株式を個別貸借対照表上、原価法でなく持分法で処理していた場合を仮定し、持分法で処理されたY社株式とX社株式の交換による合併会計処理が、原価法のそれとくらべて如何なる差異が生ずるかを検討する。ちなみに、Y社株式は、取得後、合併時までの間に生じたY社の留保利益の増加のうちの親会社持分(60%)だけ、Y社株式が増加している。合併会計方法としては、(1)と同様の3種類を想定する。

以上を一覧表にしたのが表6である。

Ⅳ. 結果及び解釈

4-1 抱合株式の消却

(1) 合併会計(原価法)

①抱合株式消却損の補填は、まず減資差益、ついで資本剰余金それでも補填しきれない場合には、利益剰余金が充当される。Y社株式の取得時点におけるY社の簿価純資産は300(600-300)百万円で親会社持分はその60%であるから、取引価額は、それのみであれば、180百万円となるはずのところ、Y社に300百万円の資産含み益が存在したため、取引価額がその60%分だけ高くなり、360百万円になったのである。したがって、取得原価決定の一般的基準の連続線上で処理しようとする本来のパーチェス法からすれば、資産の取得原価が180百万円だけ帳簿価額よりも大きかったのであるから、資産増価180百万円の計上となってもおかしくはない。ところが、わが国で通常みられる持分プーリング法的処理あるいはパーチェス法的処理では、資産の増価を認識しないので、減資差益、留保利益等によって、当該資産増価が相殺・補填されるのである。なお、持分プーリング法的処理とパーチェス法的処理との差異は、合併差益が利益となるか資本となるかの違いである。

②合併会計にパーチェス法を適用するとどうかというと、Y社株式の相殺消去がY社株式取得時点ではなされず、合併時点まで繰り越される。資本金が発行価額基準で増加するので、合併時点で新たに交付された株式持分(40%)相当だけは公正価値純資産にもとづいて増加する。また資産についても160(400×40%)百万円の増価が認識される。しかし、抱合株式相当分については、Y社株式取得原価(360百万円)と合併時の帳簿価額純資産の抱合株式持分相当(500百万円×60%)との差額(60百万円)だけが資産増価となる。

つまり、合併会計では、取得ごとに取得原価基準を適用しようとする本来のパーチェス法は実行しがたいのである。

表7 合併時の合併仕訳及び個別貸借対照表
(抱合株式消却)

| | | | |
|----------------------------------|-----|--------|-------------------|
| (1) わが国基準(持分プーリング法的)一額面基準による資本増加 | | | |
| (資 産) | 800 | (負 債) | 300 |
| | | (資本金) | 80* ¹ |
| | | (留保利益) | 60 |
| | | (Y社株式) | 360* ² |

*1 : 5万×4,000株×0.4

*2 : Y社株式消却損(360)の補填は、減資差益(120)、株式払込
剰余金(40)、留保利益(200)の順である。

| 合併直後のX社個別B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益(取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| | | 資本金 | 80 |
| | | 留保利益 | 60 |
| | <u>2,060</u> | | <u>2,060</u> |

| | | | |
|--------------------------------|-----|--------|-------------------|
| (2) わが国基準(パーチェス法的)一額面基準による資本増加 | | | |
| (資 産) | 800 | (負 債) | 300 |
| | | (資本金) | 80* ¹ |
| | | (合併差益) | 60 |
| | | (Y社株式) | 360* ² |

| 合併直後のX社個別B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|-------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益(取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| | | 資本金 | 80 |
| | | 資本準備金(合併差益) | 60 |
| | <u>2,060</u> | | <u>2,060</u> |

(3) パーチェス法—発行価額面基準による資本増加

| | | | |
|--------|-------------------|--------|-------------------|
| (資産) | 800 | (負債) | 300 |
| (資産増価) | 160* ¹ | (資本金) | 360* ³ |
| (資産増価) | 60* ² | (Y社株式) | 360 |

* 1 : 合併時の資産増価 (時価と簿価との差額) (400) × 交付株式割合 (0.4)

* 2 : Y社株式 (360) - 合併時の簿価 (500) × 抱合株式持分割合 (0.6)

* 3 : 1株当たり時価 (22.5万円) × 4,000株 × 交付株式割合 (0.4)

| 合併直後のX社個別B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|------------|--------------|
| 資産 | 1,260 | 負債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| 資産増価 | 220 | 資本金 | 360 |
| | <u>2,280</u> | | <u>2,280</u> |

(2) 連結会計 (実体概念)

①合併基準に準拠して合併時の資本増加を額面基準で処理し、また資本金、資本準備金を超える合併差益を利益とする持分プーリング法的処理ならびに、それを資本とするパーチェス法的処理で行った場合、資産増価は、Y社株式取得時点の公正価値純資産が実体概念により、親会社持分のみならず少数株主持分相当まで認識されるので、その時点の含み益全額が資産増価として計上される。ただし、部分取得後合併時点までの資産含み益の増加は、資本増加が合併時点の公正価値を表していないので、資産増価に結びつかない。

②ところが、本来のパーチェス法で処理すれば、取得後に生じた公正価値純資産の増加のうち、合併時に新たに株式交付された少数株主持分相当だけは資産増価となり、合併準拠基準とは異なった結果となるのである。

ただし、取得ごとにその時点の公正価値の取得持分相当だけ認識しようとするパーチェス法では、当該設例のように一括して被投資会社の全持分を取得していない場合、合併時点での被投資会社の公正価値が完全に反映することはないということにも注意する必要がある。

③取得後に生じた留保利益の親会社持分相当 (120百万円) は、すべての方法で認識されている。

表 8-1 合併時の連結仕訳及び連結貸借対照表
(抱合株式消却—実体概念)

(1) 合併準拠基準 (持分プーリング法的) — 額面基準による資本増加
(少数株主持分) 320

| | |
|---------|-----|
| (資本金) | 80 |
| (払込剰余金) | 40 |
| (留保利益) | 200 |

合併直後の X 社連結 B/S 百万円

| | | | |
|------|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 300 | 資本金 | 80 |
| | | 株式払込剰余金 | 40 |
| | | 留保利益 | 320 |
| | <u>2,360</u> | | <u>2,360</u> |

(2) 合併準拠基準 (パーチェス法的) — 額面基準による資本増加
(少数株主持分) 320

| | |
|---------|-----|
| (資本金) | 80 |
| (払込剰余金) | 40 |
| (資本準備金) | 200 |

合併直後の X 社連結 B/S 百万円

| | | | |
|------|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 300 | 資本金 | 80 |
| | | 資本準備金 | 240 |
| | | 留保利益 (取得後) | 120 |
| | <u>2,360</u> | | <u>2,360</u> |

(3) パーチェス法—発行価額基準による資本増加

| | | | |
|----------|-----|-------|-----|
| (少数株主持分) | 320 | (資本金) | 360 |
| (資産増価) | 40* | | |

*1：取得後の資産増価（時価の増加）(100) x 少数株主持分割合（0.4）

| 合併直後のX社連結B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| 資産 | 1,260 | 負債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| 資産増価 | 340 | 資本金 | 360 |
| | | 留保利益(取得後) | 120 |
| | <u>2,400</u> | | <u>2,400</u> |

(3) 連結会計（親会社概念）

表8-2 合併時の連結仕訳及び連結貸借対照表
（抱合株式消却—親会社概念）

(1) 合併準拠基準（持分プーリング法的）—額面基準による資本増加

| | | | |
|----------|-----|---------|----|
| (少数株主持分) | 200 | (資本金) | 80 |
| | | (払込剰余金) | 40 |
| | | (留保利益) | 80 |

| 合併直後のX社連結B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| 資産 | 1,260 | 負債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| 資産増価 | 180 | 資本金 | 80 |
| | | 株式払込剰余金 | 40 |
| | | 留保利益（取得後） | 200 |
| | <u>2,240</u> | | <u>2,240</u> |

| | | | |
|---------------------------------|-----|---------|----|
| (2) 合併準拠基準（パーチェス法的）一額面基準による資本増加 | | | |
| (少数株主持分) | 200 | (資本金) | 80 |
| | | (払込剰余金) | 40 |
| | | (資本準備金) | 80 |

| 合併直後のX社連結B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 180 | 資本金 | 80 |
| | | 資本準備金 | 120 |
| | | 留保利益（取得後） | 120 |
| | <u>2,240</u> | | <u>2,240</u> |

| | | | |
|--------------------------|-------------------|-------|-----|
| (3) パーチェス法一発行価額基準による資本増加 | | | |
| (少数株主持分) | 200 | (資本金) | 360 |
| (資産増価) | 160* ¹ | | |

*1：資産増価（時価の増加）(400) × 少数株主持分割合（0.4）または、
 （合併時の公正時価純資産（900）－合併時の簿価純資産（500））× 少数株主持分割合（0.4）

| 合併直後のX社連結B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 340 | 資本金 | 360 |
| | | 留保利益（取得後） | 120 |
| | <u>2,400</u> | | <u>2,400</u> |

①親会社概念による合併準拠基準で連結会計処理すると、資産増価は、取得時点での資産含み益のうちの親会社持分相当180（300×60%）百万円だけ認識される。したがって、実体概念による会計処理との違いは、資産増価が120百万円だけ小さいことにより、持分プーリング法的処理であれば留保利益が同額小さく、またパーチェス法的処理であれば資本準備金が同額小さいことである。つまり、合併時に少数株主持分額とされていた金額と等しい資本金、資本準備金あるいは留保利益の

増加が計上されるので、少数株主持分額の差異がそのまま継続するのである。

②ところが、本来のパーチェス法で処理すれば、合併時に合併時の発行価額すなわち公正価値額で少数株主持分相当の資本増加が生ずるから、それと合併時点での帳簿価額純資産に基礎をおいていた少数株主持分価額との差額すなわち資産の含み益のうちの少数株主持分相当が資産増価として認識され、結果としては、実体概念による連結会計処理と同じことになる。

(4) 合併会計（持分法）

Y社株式取得以後、Y社株式について個別会計上持分法で処理していた場合を想定してみよう。すると、Y社株式価額は、合併時において、取得後に生じた留保利益の増加のうちの親会社持分相当（120百万円）が増加していることになる。

①合併時の資本増加を額面基準で処理すると、持分プーリング法的処理、パーチェス法的処理のいずれにおいても、抱合株式の消却損を減資差益、資本準備金ならびに留保利益で補填しきれず、合併差損が60百万円だけ、借方に生ずることになる。

②本来のパーチェス法で処理すると、合併時に公正価値額で少数株主持分相当の資本増加が生じ、なおかつ親会社持分については、取得時点の公正価値額と取得以後の子会社留保利益の親会社持分相当が合併時にY社株式簿価としてすでに認識されていることから、資産増価は、連結会計の

表9 合併時の合併仕訳及び個別貸借対照表（持分法）
（抱合株式消却）

| 合併直後のX社個別B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| 資産 | 1,260 | 負債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| | | 資本金 | 80 |
| 合併差損 | 60 | 持分法利益 | 120 |
| | <u>2,120</u> | | <u>2,120</u> |

（取得以後持分法仕訳）

（Y社株式） 120 （持分法利益） 120

(1) わが国基準（持分プーリング法的）—額面基準による資本増加

（資産） 800 （負債） 300

（合併差損） 60 （資本金） 80

（Y社株式） 480

(2) わが国基準（パーチェス法的）—額面基準による資本増加

| | | | |
|--------|-----|--------|-----|
| (資 産) | 800 | (負 債) | 300 |
| (合併差損) | 60 | (資本金) | 80 |
| | | (Y社株式) | 480 |

合併直後のX社個別B/S

| 合併直後のX社個別B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| | | 資本金 | 80 |
| 合併差損 | 60 | 持分法利益 | 120 |
| | <u>2,120</u> | | <u>2,120</u> |

(3) パーチェス法—発行価額基準による資本増加

| | | | |
|--------|-----|--------|-----|
| (資 産) | 800 | (負 債) | 300 |
| (資産増価) | 340 | (資本金) | 360 |
| | | (Y社株式) | 480 |

合併直後のX社個別B/S

| 合併直後のX社個別B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 340 | 資本金 | 360 |
| | | 持分法利益 | 120 |
| | <u>2,400</u> | | <u>2,400</u> |

場合と全く同じになる。

(5) パーチェス法にみる合併会計と連結会計との異同

子会社を合併した場合、合併時点においては個別貸借対照表と連結貸借対照表とが一致することになるという期待は、個別会計上、子会社株式を原価法で処理していると満たされない。原価法で処理する現行の個別会計と連結会計との差異は、①子会社株式取得以後に生じた子会社留保利益の親会社持分が親会社の個別貸借対照表に反映されていないこと、②それにともない、合併時に抱合株式となる子会社株式が取得時点で計上された金額のままなので、抱合株式消却損が①の金額だけ

小さく、補填しきれない金額すなわち投資消去差額—その配分としての公正価値による資産再評価（資産増価）が小さくなることである。

したがって、個別会計を主とし、連結会計は、親会社個別会計に合併していない子会社純資産の親会社持分を付け加えたものと考え、合併前に連結会計上に存在していた合併された子会社の取得後の留保利益増分の親会社持分あるいは持分法利益はどうなるのか。また、同額の資産増価はどうするのか。問題が生ずるのである。

ところが、個別会計上、子会社株式に持分法を適用すると、抱合株式に上記①の子会社株式取得以後に生じた子会社留保利益の親会社持分が加算され、結果として②の投資消去差額—その配分としての公正価値による資産再評価（資産増価）も大きくなり、合併時の親会社個別会計と連結会計とが一致するのである。こうして、個別会計への持分法適用により、上記の問題は解決される。

4-2 抱合株式への自己株式の割当

(1) 合併会計（原価法）

①抱合株式へ自己株式を割り当てる場合、合併時に子会社に関する少数株主持分だけでなく親会社持分についても親会社株式の交付があると見るのが現行の会計である。したがって、合併以前の子会社株式の部分取得にかかわらず、子会社のすべての持分を合併時に株式交換によって取得したことになる。そこで、合併時、額面基準による資本増加の処理では、資産・負債は合併時の帳簿価額で引き継がれ、合併差益は、持分プーリング法的に処理するかパーチェス法的に処理するかにより、利益となるかあるいは資本となる。

また、本来のパーチェス法で処理すると、資産・負債が合併時の公正価値となるので、資産含み益分の資産増価が生じ、資本金増加は、当該公正価値純資産価額と一致した金額となる。

②自己株式売却後は、上記の違いがそのまま残るのであるが、3種類の方法すべてにいえるのは、自己株式売却代金総額の現金の増加が生ずる点である。

自己株式を売却した後の親会社貸借対照表だけを見ると、上述のように、あたかも合併時に被合併会社の全株式と交換に合併会社株式を交付したかのようであり、それ以前の現金対価による部分取得はなかったかのごとくである。そして、自己株式売却益は、自己株式の現金購入—現金売却との差額であるかのごとく見える。

ところが、ここで自己株式売却益とされる金額（180百万円）は、Y社株式の購入金額とX社株式の売却金額との差額である。通常の自己株式の売買というのは、購入と売却とが同じ株式のはずである。ところが、抱合株式への自己株式の割当—売却は、ここが決定的に異なる。つまり、親会社と子会社との株式を同一視するという仮定を置かないと通常の自己株式取引との同質性は果たせないのである。

表10 合併時の合併仕訳及び個別貸借対照表（原価法）
（抱合株式への自己株式割当）

(1) わが国基準（持分プーリング法的）－額面基準による資本増加

① 合併時

| | | | |
|--------|-----|-----------|-------------------|
| (資産) | 800 | (負債) | 300 |
| | | (資本金) | 200* ¹ |
| | | (株式払込剰余金) | 40 |
| | | (留保利益) | 260 |
| (自己株式) | 360 | (Y社株式) | 360 |

* 1 : 5万×4,000株

合併直後のX社個別B/S

百万円

| | | | |
|------|--------------|----------|--------------|
| 資産 | 1,260 | 負債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得） | 260 |
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| 自己株式 | 360 | 資本金 | 200 |
| | | 株式払込剰余金 | 40 |
| | | 留保利益 | 260 |
| | <u>2,420</u> | | <u>2,420</u> |

② 自己株式売却時

| | | | |
|------|-----|-----------|-----|
| (現金) | 540 | (自己株式) | 360 |
| | | (自己株式売却益) | 180 |

自己株式売却後のX社個別B/S

百万円

| | | | |
|----|--------------|----------|--------------|
| 資産 | 1,260 | 負債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得） | 260 |
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| 現金 | 540 | 資本金 | 200 |
| | | 株式払込剰余金 | 40 |
| | | 留保利益 | 260 |
| | | 自己株式売却益 | 180 |
| | <u>2,600</u> | | <u>2,600</u> |

(2) わが国基準（パーチェス法的）一額面基準による資本増加

① 合併時

| | | | |
|--------|-----|-----------|-----|
| (資産) | 800 | (負債) | 300 |
| | | (資本金) | 200 |
| | | (株式払込剰余金) | 40 |
| | | (合併差益) | 260 |
| (自己株式) | 360 | (Y社株式) | 360 |

合併直後のX社個別B/S 百万円

| | | | |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 資産 | 1,260 | 負債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| 自己株式 | 360 | 資本金 | 200 |
| | | 資本準備金（合併差益等） | 300 |
| | <u>2,420</u> | | <u>2,420</u> |

② 自己株式売却時

| | | | |
|------|-----|-----------|-----|
| (現金) | 540 | (自己株式) | 360 |
| | | (自己株式売却益) | 180 |

自己株式売却後のX社個別B/S 百万円

| | | | |
|----|--------------|--------------|--------------|
| 資産 | 1,260 | 負債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| 現金 | 540 | 資本金 | 200 |
| | | 資本準備金（合併差益等） | 300 |
| | | 自己株式売却益 | 180 |
| | <u>2,600</u> | | <u>2,600</u> |

(3) パーチェース法—発行価額基準による資本増加

① 合併時

| | | | |
|--------|-------------------|--------|-------------------|
| (資 産) | 800 | (負 債) | 300 |
| (資産増価) | 400* ¹ | (資本金) | 900* ² |
| (自己株式) | 360 | (Y社株式) | 360 |

* 1 : 合併時の資産増価 (時価と簿価との差額) (400)

* 2 : 1株当たり時価 (22.5万円) × 4,000株

| 合併直後のX社個別B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 400 | 資本金 | 900 |
| 自己株式 | 360 | | |
| | <u>2,820</u> | | <u>2,820</u> |

② 自己株式売却時

| | | | |
|-------|-----|-----------|-----|
| (現 金) | 540 | (自己株式) | 360 |
| | | (自己株式売却益) | 180 |

| 自己株式売却後のX社個別B/S | | 百万円 | |
|-----------------|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 400 | 資本金 | 900 |
| 現 金 | 540 | 自己株式売却益 | 180 |
| | <u>3,000</u> | | <u>3,000</u> |

このことを正当化するためには、法実体を超えた連結実体あるいは経済実体を念頭におかねばならない。ところが、法実体を念頭においている現行商法と上記の解釈が整合するとは思えない。そこで、合併が行われ法的に1つになったのだから、両株式は同一の法実体が発行するもの

との解釈がなされるかもしれない。ところが時間軸の問題は解決できない。法実体が1つになった後で自己株式が購入一売却されているならば、通常の自己株式取引となる。しかし、法的に1つになる前に購入されている。過去の取引を将来の取引に置き換えることは不可能なのである。

抱合株式への自己株式の割当一売却を通常の自己株式の購入一再売却と同一の経済的実体・取引と解釈することに無理があるのではないだろうか。やはり素直に、「現金を対価とする部分取得がまずあり、ついで株式の交換による残りの持分の取得があった」というのが、取引の実体なのではないか。とすれば、自己株式の売却代金総額は、全くもって追加の現金等価資産の流入である。これと合併後の増資とどこが異なるのであろうか。⁸⁾

(2) 連結会計（実体概念及び親会社概念）

合併時において、自己株式は連結会計上「資本の部」のマイナスとされる。つまり、抱合株式への自己株式を割当てたとしても、それが売却されるまで、いわば未発行株式あるいは授權資本の状態であるかのごとく資本が増加していないと見做される。したがって、抱合株式の消却があったかのごとくそれぞれの合併時の貸借対照表を作成し、その後、自己株式の売却により現金が増加し、資本については、額面基準であれば額面を超える部分の株式払込剰余金が生じ、発行価額基準であればその全額が資本金の増加となる。

このようにして作成した自己株式売却後の連結貸借対照表（表11-1，表11-2）は、抱合株式を消却した場合の合併時の連結貸借対照表（表8-1，表8-2）と比べ、6種類の会計処理すべて、貸方一自己株式の売却時の発行価額による資本増加（資本金あるいは資本金と株式払込剰余金の合計）ならびに借方一現金増加が付け加わっただけである。

8) 抱合株式への自己株式の割当一売却を「資産に関する取引」とする現行商法規定には疑問があるのである。「資本取引」とすべきであろう。黒川行治「抱合株式への自己株式割当の会計処理」『三田商学研究』34巻5号，1991年，ならびに、黒川行治「合併会計」前掲，を参照されたい。

表11-1 合併時の連結仕訳及び連結貸借対照表
(抱合株式への自己株式割当-実体概念)

(1) 合併準拠基準(持分プーリング法的) - 額面基準による資本増加

① 合併時

| | | | |
|----------|-----|-----------|-----|
| (少数株主持分) | 320 | (資本金) | 200 |
| (自己株式) | 540 | (株式払込剰余金) | 520 |
| | | (留保利益) | 140 |

合併直後のX社連結B/S 百万円

| | | | |
|------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益(取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 300 | 資本金 | 200 |
| | | 株式払込剰余金 | 520 |
| | | 留保利益 | 260 |
| | | 自己株式 | -540 |
| | <u>2,360</u> | | <u>2,360</u> |

② 自己株式売却時

| | | | |
|------|-----|--------|-----|
| (現金) | 540 | (自己株式) | 540 |
|------|-----|--------|-----|

自己株式売却後のX社連結B/S 百万円

| | | | |
|------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益(取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 300 | 資本金 | 200 |
| 現 金 | 540 | 株式払込剰余金 | 520 |
| | | 留保利益 | 260 |
| | <u>2,900</u> | | <u>2,900</u> |

(2) 合併準拠基準（パーチェス法的）－額面基準による資本増加

① 合併時

| | | | |
|----------|-----|-----------|-----|
| (少数株主持分) | 320 | (資本金) | 200 |
| (自己株式) | 540 | (株式払込剰余金) | 660 |

合併直後のX社連結B/S 百万円

| | | | |
|------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 300 | 資本金 | 200 |
| | | 株式払込剰余金 | 660 |
| | | 留保利益(取得後) | 120 |
| | | 自己株式 | -540 |
| | <u>2,360</u> | | <u>2,360</u> |

② 自己株式売却時

| | | | |
|------|-----|--------|-----|
| (現金) | 540 | (自己株式) | 540 |
|------|-----|--------|-----|

自己株式売却後のX社連結B/S 百万円

| | | | |
|------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 300 | 資本金 | 200 |
| 現 金 | 540 | 資本準備金 | 660 |
| | | 留保利益(取得後) | 120 |
| | <u>2,900</u> | | <u>2,900</u> |

(3) パーチェス法—発行価額基準による資本増加

① 合併時

| | | | |
|----------|-----|-------|-----|
| (少数株主持分) | 320 | (資本金) | 900 |
| (資産増価) | 40 | | |
| (自己株式) | 540 | | |

合併直後のX社連結B/S

百万円

| | | | |
|------|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 340 | 資本金 | 900 |
| | | 留保利益(取得後) | 120 |
| | | 自己株式 | -540 |
| | <u>2,400</u> | | <u>2,400</u> |

② 自己株式売却時

| | | | |
|------|-----|--------|-----|
| (現金) | 540 | (自己株式) | 540 |
|------|-----|--------|-----|

自己株式売却後のX社連結B/S

百万円

| | | | |
|------|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 340 | 資本金 | 900 |
| 現 金 | 540 | 留保利益(取得後) | 120 |
| | <u>2,940</u> | | <u>2,940</u> |

表11-2 合併時の連結仕訳及び連結貸借対照表

(抱合株式への自己株式割当－親会社概念)

(1) 合併準備基準（持分プーリング法的）－額面基準による資本増加

① 合併時

| | | | |
|----------|-----|-----------|-----|
| (少数株主持分) | 200 | (資本金) | 200 |
| (自己株式) | 540 | (株式払込剰余金) | 400 |
| | | (留保利益) | 140 |

合併直後のX社連結B/S 百万円

| | | | |
|------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 180 | 資本金 | 200 |
| | | 株式払込剰余金 | 400 |
| | | 留保利益 | 260 |
| | | 自己株式 | -540 |
| | <u>2,240</u> | | <u>2,240</u> |

② 自己株式売却時

| | | | |
|------|-----|--------|-----|
| (現金) | 540 | (自己株式) | 540 |
|------|-----|--------|-----|

自己株式売却後のX社連結B/S 百万円

| | | | |
|------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 180 | 資本金 | 200 |
| 現 金 | 540 | 株式払込剰余金 | 400 |
| | | 留保利益 | 260 |
| | <u>2,780</u> | | <u>2,780</u> |

(2) 合併準備基準（パーチェス法的）一額面基準による資本増加

① 合併時

| | | | |
|----------|-----|-----------|-----|
| (少数株主持分) | 200 | (資本金) | 200 |
| (自己株式) | 540 | (株式払込剰余金) | 540 |

| 合併直後のX社連結B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 180 | 資本金 | 80 |
| | | 株式払込剰余金 | 540 |
| | | 留保利益（取得後） | 120 |
| | | 自己株式 | -540 |
| | <u>2,240</u> | | <u>2,240</u> |

② 自己株式売却時

| | | | |
|------|-----|-----------|-----|
| (現金) | 540 | (資本金) | 120 |
| | | (株式払込剰余金) | 440 |

| 自己株式売却後のX社連結B/S | | 百万円 | |
|-----------------|--------------|-----------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 180 | 資本金 | 900 |
| 現 金 | 540 | 株式払込剰余金 | 560 |
| | | 留保利益（取得後） | 120 |
| | <u>2,780</u> | | <u>2,780</u> |

(3) パーチェース法—発行価額基準による資本増加

① 合併時

| | | | |
|----------|-----|-------|-----|
| (少数株主持分) | 200 | (資本金) | 900 |
| (資産増価) | 160 | | |
| (自己株式) | 540 | | |

合併直後のX社連結B/S

百万円

| | | | |
|------|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 340 | 資本金 | 200 |
| | | 留保利益 (取得後) | 120 |
| | | 自己株式 | -540 |
| | <u>2,400</u> | | <u>2,400</u> |

② 自己株式売却時

| | | | |
|------|-----|-------|-----|
| (現金) | 540 | (資本金) | 540 |
|------|-----|-------|-----|

自己株式売却後のX社連結B/S

百万円

| | | | |
|------|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 340 | 資本金 | 900 |
| 現 金 | 540 | 留保利益 | 120 |
| | <u>2,940</u> | | <u>2,940</u> |

(3) 合併会計 (持分法)

表12 合併時の合併仕訳及び個別貸借対照表 (持分法)

(抱合株式への自己株式割当)

(取得以後持分法仕訳)

| | | | |
|--------|-----|---------|-----|
| (Y社株式) | 120 | (持分法利益) | 120 |
|--------|-----|---------|-----|

(1) わが国基準 (持分プーリング法的) - 額面基準による資本増加

① 合併時

| | | | |
|--------|-----|-----------|-----|
| (資 産) | 800 | (負 債) | 300 |
| | | (資本金) | 200 |
| | | (株式払込剰余金) | 40 |
| | | (留保利益) | 260 |
| (自己株式) | 480 | (Y社株式) | 480 |

合併直後のX社個別B/S 百万円

| | | | |
|------|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 自己株式 | 480 | 資本金 | 200 |
| | | 株式払込剰余金 | 40 |
| | | 留保利益 | 260 |
| | | 持分法利益 | 120 |
| | <u>2,540</u> | | <u>2,540</u> |

② 自己株式売却時

| | | | |
|-------|-----|-----------|-----|
| (現 金) | 540 | (自己株式) | 480 |
| | | (自己株式売却益) | 60 |

自己株式売却後のX社個別B/S 百万円

| | | | |
|-----|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 現 金 | 540 | 資本金 | 200 |
| | | 株式払込剰余金 | 40 |
| | | 留保利益 | 260 |
| | | 持分法利益 | 120 |
| | | 自己株式売却益 | 60 |
| | <u>2,600</u> | | <u>2,600</u> |

(2) わが国基準（パーチェス法的）一額面基準による資本増加

① 合併時

| | | | |
|--------|-----|-----------|-----|
| (資産) | 800 | (負債) | 300 |
| | | (資本金) | 200 |
| | | (株式払込剰余金) | 40 |
| | | (留保利益) | 260 |
| (自己株式) | 480 | (Y社株式) | 480 |

合併直後のX社個別B/S 百万円

| | | | |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 資産 | 1,260 | 負債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| 自己株式 | 480 | 資本金 | 200 |
| | | 資本準備金（合併差益等） | 300 |
| | | 持分法利益 | 120 |
| | <u>2,540</u> | | <u>2,540</u> |

② 自己株式売却時

| | | | |
|------|-----|-----------|-----|
| (現金) | 540 | (自己株式) | 480 |
| | | (自己株式売却益) | 60 |

自己株式売却後のX社個別B/S 百万円

| | | | |
|----|--------------|--------------|--------------|
| 資産 | 1,260 | 負債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得後） | 260 |
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| 現金 | 540 | 資本金 | 200 |
| | | 資本準備金（合併差益等） | 300 |
| | | 持分法利益 | 120 |
| | | 自己株式売却益 | 60 |
| | <u>2,600</u> | | <u>2,600</u> |

(3) パーチェース法—発行価額基準による資本増加

① 合併時

| | | | |
|--------|-----|--------|-----|
| (資 産) | 800 | (負 債) | 300 |
| (資産増価) | 400 | (資本金) | 900 |
| (自己株式) | 480 | (Y社株式) | 480 |

合併直後のX社個別B/S

百万円

| | | | |
|------|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 自己株式 | 480 | 資本金 | 200 |
| | | 持分法利益 | 120 |
| | <u>2,940</u> | | <u>2,940</u> |

② 自己株式売却時

| | | | |
|-------|-----|-----------|-----|
| (現 金) | 540 | (自己株式) | 480 |
| | | (自己株式売却益) | 60 |

自己株式売却後のX社個別B/S

百万円

| | | | |
|------|--------------|------------|--------------|
| 資 産 | 1,260 | 負 債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益 (取得後) | 260 |
| 資 産 | 800 | 負 債 | 300 |
| 資産増価 | 400 | 資本金 | 200 |
| 現 金 | 540 | 持分法利益 | 120 |
| | | 自己株式売却益 | 60 |
| | <u>3,000</u> | | <u>3,000</u> |

表12では個別会計への持分法適用により、合併直前において個別貸借対照表上の子会社株式価額が持分法利益（120百万円）だけ増加しているのので、抱合株式—自己株式の金額も同額だけ増加し、480百万円となる。したがって、自己株式売却益は、売却代金540百万円と480百万円との差額である60百万円となって、原価法とくらべ120百万円減少する。3種類の会計処理ともに、原価法のそれぞれの会計処理（表10）との差異はこの点だけである。

自己株式の売買が損益取引であるとすれば、持分法利益と自己株式売却益との合計は一致するので、利益総額としては原価法と同じとなる。ところが、自己株式の売買を資本取引とすると、持分法と原価法とでは、持分法利益だけ、資本と利益の差異が生ずる。連結会計との同一性という点では、持分法会計を採用した場合に取得後の子会社に生じた留保利益増加の親会社持分相当の認識に関して、同じような結果が得られる。

(4) パーチェス法にみる合併会計と連結会計との異同

抱合株式の消却の場合、本来のパーチェス法で処理すると、持分法を個別会計上導入すれば、合併時の連結貸借対照表と親会社個別貸借対照表とが一致したのであるが、抱合株式への自己株式割当では、自己株式の売却後の両貸借対照表が一致しない。この理由は、合併時、個別会計上は、Y社株式のすべてとX社株式のすべてが一挙に交換されると想定することになり、したがって、Y社株式の現金対価による部分取得が無視され、貸方の資本金が、合併時の発行価額でY社持分の100%相当が増加するために、合併時の公正価値純資産したがって、合併時の資産含み益の全額が合併時に計上される。

ところが、連結会計上は、貸方の資本金が合併時の発行価額でY社持分の100%相当が増加するのは同じであるが、その親会社持分（60%）相当は、自己株式に充当され、残りの40%すなわち少数株主持分相当の純資産だけが、合併時の公正価値に評価替えされる。したがって、Y社株式取得時から合併時までの資産増価100百万円のうちの40百万円のみが新たな資産増価となり、親会社持分相当の資産増価は、Y社株式取得時のままである。つまり、Y社株式の現金対価による部分取得の処理が最後まで有効に残るのである。

連結実体の観点からすれば、Y社株式の取得時に当該持分相当の取得はすでにその時決着しており、合併時は、あくまで残りの少数株主持分相当だけが合併時の公正価値で取得され、自己株式の売却は、Y社持分取得とは別個のX社株式の合併後の増資とみるからである。

かかる合併会計と連結会計との不整合の原因は、合併会計（個別会計）における抱合株式への自己株式の割当—売却を「資産に関する取引説」で解釈しようとするところにある。もし、連結会計と一致させようとするならば、「資本取引説」に立脚し、抱合株式への自己株式割当時には、当該自己株式（Y社株式）は未発行株式の状態にあると想定すれば、表13のような合併仕訳および個別貸借対照

表となり、連結会計と一致することになる。

表13 合併時の合併仕訳及び個別貸借対照表（持分法）
 （抱合株式への自己株式割当—未発行状態と解釈）
 パーチェス法—発行価額基準による資本増加

| | | | | |
|--------|-----|--------|--|-----|
| ① 合併時 | | | | |
| （資産） | 800 | （負債） | | 300 |
| （資産増価） | 340 | （資本金） | | 900 |
| （自己株式） | 540 | （Y社株式） | | 480 |

| 合併直後のX社個別B/S | | 百万円 | |
|--------------|--------------|----------|--------------|
| 資産 | 1,260 | 負債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得） | 260 |
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| 資産増価 | 340 | 資本金 | 900 |
| | | 持分法利益 | 120 |
| | | 自己株式 | -540 |
| | <u>2,400</u> | | <u>2,400</u> |

| | | | | |
|-----------|-----|--------|--|-----|
| ② 自己株式売却時 | | | | |
| （現金） | 540 | （自己株式） | | 540 |

| 自己株式売却後のX社個別B/S | | 百万円 | |
|-----------------|--------------|----------|--------------|
| 資産 | 1,260 | 負債 | 700 |
| | | 資本金 | 400 |
| | | 株式払込剰余金 | 100 |
| | | 留保利益 | 160 |
| | | 留保利益（取得） | 260 |
| 資産 | 800 | 負債 | 300 |
| 資産増価 | 340 | 資本金 | 900 |
| 現金 | 540 | 持分法利益 | 120 |
| | <u>2,940</u> | | <u>2,940</u> |

V. 結 論

5-1 抱合株式の消却

(1) 当研究で対象とした部分取得の連結子会社を合併する設例の場合、国際会計基準等に従えば、パーチェス法によって処理されることになる。ところが、わが国の慣行では、持分プーリング法的処理あるいはパーチェス法的処理が多いのである。かかるわが国独自の会計方法によると、合併に先立つ現金を対価とする子会社株式の部分取得が、個別会計上無視され、取得時の子会社の公正価値純資産が合併後貸借対照表に反映されない。したがって、含み益を顕在化させる資産増価がない。つまり、子会社株式（抱合株式）に含まれていた取得時の資産増価相当分は、合併時、減資差益・留保利益が抱合株式消却損の相殺・補填に当てられることにより、ついに資産増価として顕在化しないのである。また、取得後の子会社留保利益増加の親会社持分も認識されない。

連結会計で、上記の合併会計に準拠する会計処理を合併時に行うと、親会社概念では部分取得時の子会社の公正価値純資産の親会社持分は、資産増価として反映され、また実体概念では、部分取得時の子会社の公正価値純資産の全額が、資産増価として反映されているが、少数株主持分の減少額と資本の増加額との差額に相当する貸方項目は、パーチェス法的処理と持分プーリング法的処理とで異なり、前者は資本準備金、後者は留保利益の増加になる。取得後の子会社留保利益増加の親会社持分は、両概念ともに連結利益となって計上される。しかし、合併時の資本増加が合併時の公正価値を反映しないため、両概念ともに取得後の資産の公正価値増価分が資産増価として認識されない。

(2) 本来のパーチェス法を適用すると、合併時における連結会計では、実体概念、親会社概念ともに同じ結果となり、現金を対価とする子会社株式の部分取得時の公正価値純資産と簿価純資産との差額の親会社持分相当は資産増価の計上によって決着し、公正価値純資産と簿価純資産との差額の少数株主持分相当については、部分取得時に生じていたものだけでなく、取得後の合併時までに増加した部分についても資産増価として計上される。また、取得後の子会社留保利益増加の親会社持分は連結利益となる。

ところが、個別会計では、①合併時に新たに株式を交付する少数株主持分相当の資本金が発行価額で増加するので、合併時での子会社資産の含み益の少数株主持分相当の資産増価と、②子会社株式取得原価と合併時の簿価純資産の親会社持分（抱合株式持分）相当との差額の合計が資産増価となる。

つまり、部分取得時から合併時までの間に生じた子会社が稼得した利益の親会社持分（持分法利益

相当である)が、子会社株式取得時に計上されるはずの資産増価(子会社株式取得原価と取得時の簿価純資産の親会社持分相当分との差額)を相殺し、その分だけ、個別会計上の資産増価は連結会計上のそれよりも小さくなるのである。

そこで、個別会計上も子会社株式に持分法を適用すれば、取得後の子会社留保利益増加の親会社持分が持分法利益として計上されるとともに、子会社株式価額が当該価額と子会社株式取得時の公正価値の両方を反映することによって、合併後貸借対照表は、個別と連結とで同一となる。つまり、個別会計に持分法を導入すると、個別会計と連結会計との整合性が図れるのである。

5-2 抱合株式への自己株式割当

(1) 抱合株式へ自己株式を割当ると、すべてのケースにおいて、自己株式売却後に売却代金同等の現金あるいは貨幣性資産の増加がある点が抱合株式消却と最も異なる点である。

個別会計、連結会計ともにわが国会計慣行の持分プーリング法的処理あるいはパーチェス法的処理と本来のパーチェス法との会計処理の違いは、抱合株式消却の場合と同じである。

(2) 本来のパーチェス法の場合、個別会計上、子会社株式の評価を原価法で処理していると、合併時に子会社株式の全持分に相当する親会社株式が交付されたと仮定されるので、子会社株式の部分取得時の取得原価と自己株式売却代金との差額が自己株式売却益となってしまう。この自己株式売却益は、当該例のような理想モデルでは、子会社取得後の(a)子会社留保利益増加の親会社持分と、(b)子会社の公正価値純資産の増加のうちの親会社持分、の2つの原因から構成されている。

他方、連結会計によれば、実体概念、親会社概念ともに上記(a)は、連結利益となって、取得後合併時までの間にすでに利益として計上されており、自己株式売却益とはならない。また、(b)に相当するものは計上されない。

合併会計と連結会計との一致を図ろうとすると、抱合株式の消却の場合と同様、個別会計上、子会社株式に持分法を適用することがまず考えられる。ところが、抱合株式への自己株式割当のケースでは、たとい持分法を適用しても、原価法の場合の個別会計との違いの原因(b)が払拭できない。この理由は、個別会計上、自己株式の売買が「資産に関する取引説」に基づいて処理されるために、合併時に子会社株式の全持分に相当する親会社株式が交付されたと仮定されてしまうからである。パーチェス法では、その株式が発行価額で評価されるので、子会社株式の部分取得が無視され、子会社資産の含み益全体の資産増価が顕在化してしまう(同時に、上記(b)の自己株式売却益の計上となってしまう)。この事態を防ぐには、抱合株式への自己株式の割当一売却を「資本取引説」で処理し、抱合株式へ自己株式を割り当てた段階では、当該株式は未だ発行されていない—授權資本の状態のごとく見做すことで解決できる。

(3) 抱合株式への自己株式の割当一売却を、子会社株式の段階的取得とは別個の、合併後の増資取引と解釈することの根拠は、①連結実体の観点からすると、子会社取得は、子会社株式の部分取得と合併による少数株主持分の親会社株主持分化により完了し、抱合株式への自己株式割当一売却は、子会社合併とは別個の、連結実体への追加の現金（貨幣等価資産）流入を伴う取引であること、②取得された株式は子会社株式であり売却された株式は親会社株式であるという、通常の自己株式の売買とは取引の本体が異なること、③「資本取引説」に従わないと、連結会計と個別会計との整合性が満たせないことの3点である。

引用文献

- (1) 黒川行治「抱合株式への自己株式割当の会計処理」『三田商学研究』34巻5号，1991年。
- (2) 黒川行治「合併会計」伊藤・醍醐・田中編『現代の企業決算'92』（中央経済社），1992年。
- (3) 黒川行治「連結と投資消去差額」伊藤・醍醐・田中編『現代の企業決算'93』（中央経済社），1993年。
- (4) 武田隆二「連結財務諸表」（国元書房），1991年。